

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主、消費者、取引先、地域社会、使用人など社内外のステークホルダーに対して経営の透明性を高め、経営環境の変化にも迅速に対応することにより、長期安定的な企業価値の向上を図ることができることとするもので、この考え方に基づきコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	14,068,673	15.00
湊興産株式会社	7,400,100	7.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,062,200	4.33
太陽工業株式会社	4,040,100	4.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,571,400	3.81
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,126,459	3.33
日本生命保険相互会社	2,623,089	2.80
全国共済農業協同組合連合会	2,512,600	2.68
島野 喜三	2,250,200	2.40
株式会社スリーエス	2,171,300	2.31

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

ファースト・イーグル・インベストメント・マネジメント・エルエルシーから平成21年12月10日付けで大量保有報告書(変更報告書)の写しの提出があり、平成21年12月7日現在で以下の株式数を保有している旨の報告を受けました。

氏名又は名称:
ファースト・イーグル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

住所:
アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345、ニューヨーク、アメリカ

所有株式数(株):
13,082,930

発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%):
13.63

なお直前事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
-------------	---------------

決算期	12月
-----	-----

業種	輸送用機器
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	17名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
一條 和生	学者				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
一條 和生	○	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 International Institute for Management Development(国際経営開発研究所 スイスローザンヌ)兼任教授 株式会社電通国際情報サービス 社外監査役 株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役 カルビー株式会社 社外取締役	一條取締役は、国際企業戦略について、一橋大学大学院で教鞭をとられる教授であります。企業経営について十分な知識と経験を有しており、当社の経営についても企業社会一般に基づいた長期展望や当社の従前の発想と異なった視点からアドバイスや意見をいただき、当社適正運営に不可欠な方であります。なお、取引所が一般株主との利益相反が生じるおそれがあると規定する項目に該当するものではありません。したがって、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役は、会計監査人から定期的に監査計画の説明、監査結果の報告を受けるとともに、監査役監査で検出した会計・財務に関連する重要事象に係る情報を会計監査人に提供しております。
 また、内部監査部門である内部統制推進室は、必要に応じて会計監査人と情報交換を行っております。
 また、監査役は、取締役の職務執行の適正性を監査するにあたり、内部統制推進室から関連する内部監査の経過及び結果を聴取するなど情報・意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
辻中 榮世	弁護士				○				○	
松本 五平	税理士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
辻中 榮世	○	株式会社浅沼組 社外監査役 大阪電気工業株式会社 監査役	辻中監査役は、弁護士の資格を持っております。その法律知識に基づいて当社業務執行の適法性確保のため極めて有益な方であります。なお、取引所が一般株主との利益相反が生じるおそれがあると規定する項目に該当するものではありません。したがって、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。
松本 五平	○	—	松本監査役は、税理士の資格を持っております。その税務・会計知識に基づいて当社業務執行の適法性確保のため極めて有益な方であります。なお、取引所が一般株主との利益相反が生じるおそれがあると規定する項目に該当するものではありません。したがって、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当事項に関する補足説明

取締役の報酬は、委任契約の報酬、提供する労務の対価という性質のものです。現在の変化の激しい経営環境の下では、取締役報酬を業績に連動させることが必ずしも取締役の職務への精励を促すことになりません。また、ストックオプションは、株価の影響を受けるなど各種の利害得失があり、一定の安定的な現金報酬があるほうが取締役として職務に専念できます。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の取締役に対する年間報酬額は、498百万円で、有価証券報告書及び営業報告書で開示しております。なお、有価証券報告書は当社のホームページに掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の年額報酬については、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定いたします。
各取締役の年額報酬は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定いたします。
退職慰労金については、株主総会の決議に基づき、当社の定める一定の基準に従い、取締役については取締役会決議により、監査役については監査役の協議により決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

使用人は、社外取締役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行います。
取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、社外監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

- (1)当社は、重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を、監査機関として監査役会を設置しております。
- (2)当社は取締役会を毎月開催し、重要な経営事項の審議・決定並びに各取締役による業務執行を監督するとともに、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うことを目指しております。平成17年より外国人取締役1名を加え、変化し続ける世界規模での事業活動に対応可能な体制作りを努めております。
- (3)企業経営についての十分な知識と経験に基づき、当社の経営について企業社会一般に基づいた長期展望や当社の従前の発想と異なった視点からアドバイスや意見をいただき、当社の適正な運営を監督していただくため、社外取締役1名を選任し、当社取締役会の経営監督機能の強化を図っています。
- (4)内部監査につきましては、内部統制推進室が業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全について、定期・随時の監査活動を行っております。
- (5)監査役は、監査役会で定めた監査の方針及び職務の分担等に従い、取締役会をはじめとする主要な会議への出席、取締役等からの営業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、更には業務及び財産の状況の調査等により、厳正な監査を実施しております。
- (6)会計監査人からは、会計監査を通じて、業務運営上の改善につながる提案を受けております。なお、業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。
代表社員 業務執行社員 石井 和也
代表社員 業務執行社員 加賀谷 剛
- (7)取締役及び監査役の年額報酬については、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定いたします。
各取締役の年額報酬は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)に記載しているコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、株主、消費者、取引先、地域社会、従業員等の社内外のステークホルダーに対して経営の透明性を高め、経営環境の変化にも迅速に対応することにより、長期安定的な企業価値の向上を図ることができるものと考えております。
社外取締役は、当社の経営について企業社会一般に基づいた長期展望や当社の従前の発想と異なる視点からアドバイスや意見をいただき、当社経営の適確性を確保するといった役割を担っております。
また、社外取締役を選任することにより、当社の経営の適法性、妥当性が確保されているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様に当事業の状況や議案の内容等を十分に検討したうえで議決権を行使していただけるよう招集通知の早期発送に努めております。平成18年より株主総会開催日の約3週間前に発送しております。(平成23年3月30日開催の第104期定時株主総会の招集通知は3月9日発送)
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使に関する株主様の利便性を考え、第96期定時株主総会(平成15年3月27日開催)より、電磁的方法により議決権を行使していただけるようにしました。さらに、第99期定時株主総会(平成18年3月30日開催)からは、携帯電話によっても議決権を行使していただけるようにしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第104期定時株主総会(平成23年3月30日開催)から、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主様の便宜を図るため、自社ホームページに英訳版を含め招集通知全文を掲載するほか、東京証券取引所のTDnetに招集通知全文の和文及び英訳を掲載しております。
その他	株主様に株主総会での報告事項・決議事項をより一層理解していただくため、事業報告等の内容をビジュアル化しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	国内及び海外の機関投資家・アナリスト約130人に対し、2月・7月の年2回、決算説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにおいて決算短信、株主通信、有価証券報告書(四半期報告書)、株式情報等の情報を掲載しております。 http://www.shimano.com	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンス規程に「社会との関係」、「消費者・取引先・競争会社との関係」、「株主・投資家との関係」及び「従業員との関係」の尊重を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「喜びの高揚(人々に楽しみ・喜びを提供する)」「利用環境の改善と保全(自然環境、生活環境、製品利用環境の改善と保全に協力する)」「信頼の構築(地域社会に企業市民として参加し協働を行う)」という3つの社会活動方針に則って、各種社会活動を定義し、推進しています。 具体的には、自転車レースの開催・サポート、釣り大会の開催、2006年4月に改正・施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づいた環境改善活動、物流部門での天然ガス車などのECO対象車への転換・導入促進、また釣り場の清掃を奨励する「シマノ・クリーンナップ・プロジェクト」、自転車博物館サイクルセンターの活動、子供達の考える力を育てる「キャリア教育」への協力による地域社会への貢献、大和川のヨシ刈り・清掃などの活動を行っております。 毎年、こういった取り組みをまとめた社会活動報告書を作成し、ホームページにも掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

● 内部統制システムについて基本的な考え方およびその整備状況

(内部統制システムに関する基本的な考え方)

株主、消費者、取引先、地域社会、使用人など社内外のステークホルダーに対する経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速に対応し、長期安定的に企業価値を向上させていくためには、取締役・使用人の職務が法令及び定款に適合し、効率的に執行されることを確保するとともに、これを阻害する要因をリスクとして認識し、適切に制御する仕組みを構築することが重要であります。この仕組みを内部統制システムと考え、その構築と充実に努めることが経営の重要課題であると認識しております。

(内部統制システムの整備状況)

内部統制システムの整備状況は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

保存が必要とされる取締役の職務執行に係る情報は「文書管理規程」に基づき担当部署が記録し、保存しております。

(2) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

[1] 定例の取締役会を毎月1回開催し、「取締役会規則」に定められている付議基準に該当する事項を審議し、決定しております。なお、付議事項については、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとっております。

[2] 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。

[3] 取締役は「業務分掌規程」・「責任権限規程」等に基づき委嘱された業務に関し、迅速かつ効率的に組織を運営し、業績向上に努めております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[1] 社内外の多様なリスクに対し「危機管理規程」をはじめとして必要な規程類を整備しており、知識向上を図るための研修を計画するなど迅速な対応が可能な体制の整備に努めております。特に法令遵守、環境保護、災害対応、情報管理などについてはそれぞれ明確な規程を制定しており、周知徹底を図っております。

[2] 内部監査部門は「業務監査規程」に基づき、各組織・部署の業務遂行状況を監査し、改善すべき問題点があれば直ちに勧告し、その改善状況をチェックしております。

(4) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[1] 「コンプライアンス規程」「内部通報制度運用規程」など取締役及び使用人が法令及び定款に適合して職務の執行を行うにあたり遵守すべき諸規程を整備しております。

[2] 内部監査部門は「業務監査規程」及び前項記載の諸規程等を踏まえてコンプライアンス状況を監査し、適時性をもって取締役会及び監査役会へ報告しております。

[3] 「コンプライアンス規程」の内容を取締役及び使用人に十分に理解させるための教育の実施に努めてまいります。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

チームシマノ全体の内部統制を有効なものとするために責任者を定め、法令遵守、リスク管理などにつき実情を把握し、必要な対応策を迅速に行うことができる体制をつくっております。

(6) 監査役がその補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要と認めた場合、適切な要員を監査役会専属とし、当該要員は取締役の指揮下から外れ監査役の指揮・命令に従うものとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行っております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間で、必要に応じて意見交換会を設定しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

● 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「コンプライアンス規程」において、反社会的勢力との関係は一切持たないことを明記しております。また、同じく「コンプライアンス規程」において、反社会的勢力による不当要求に対しても、組織として毅然とした対応を取ることを明記するなど、周知徹底を図っております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

[1] 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

総務部総務課に、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。

[2] 外部専門機関との連携状況

日頃から所轄警察署、弁護士、企業防衛連合協議会等の外部の専門機関と緊密な連携を図っております。

[3] 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

総務部総務課を中心に、警察や外部の専門機関と連携することにより、反社会的勢力に関する情報の共有に努めております。

[4] 研修活動の状況

外部の専門機関による情報収集、教育・研修に積極的に参加し、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成23年2月8日開催の取締役会及び同年3月30日開催の第104期定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を一部改訂した上、更新することを決議いたしました（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。特に、当社グループの企業価値の源泉は、[1]お客様のニーズを迅速に察知することを可能にする、全世界に広がる販売拠点・ネットワーク、[2]お客様のニーズを具現化する、創造性のある高い企画開発力・技術力、[3]製造拠点各所在国の強みを活かしたコスト競争力のある生産体制及び全世界の需要に対応する供給力、[4]グローバルなサービス体制、並びに[5]グループ各社の調和のとれたオペレーション等にあり、これらの根幹には、(i)お客様、お取引先及び従業員等との堅い信頼関係、(ii)個々の従業員の技術開発能力・ノウハウ等、及び(iii)個々の従業員がその能力を存分に発揮することのできる企業風土等があります。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者や買付についての情報も把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があると、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは、株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

(3) 本プランの手続の概要

本プランは、以下の(a)若しくは(b)に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といい、買付等を行おうとする者を「買付者等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

(a) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

(b) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等は、買付等に先立ち、意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報を提供するものとされ、また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見や代替案（もしあれば）等の情報を提供するよう要求することができます。独立委員会は、買付等の内容の検討や当社取締役会の代替案の検討、買付者等との協議・交渉等を行い、かかる検討等の結果、買付者等による買付等が本プランに定められた手続を遵守しない買付等である場合や買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合であって、かつ、本プラン所定の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することが相当であるとき等本プラン所定の発動事由に該当すると判断したときには、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。他方、独立委員会は、買付者等による買付等が本プラン所定の発動事由に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権無償割当ての実施に際して予め株主意思の確認を経るべき旨の留保を付した場合等の一定の場合には、独立委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができます。

本新株予約権には、当社以外の当社の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てられ、本新株予約権1個の目的である当社株式の数は、原則として1株とします。また、本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円とします。

また、本新株予約権には、一定の例外事由が存在する場合を除き、買付者等及びその関係者による権利行使が認められないとの行使条件、及び当社が買付者等及びその関係者以外の者から当社株式と引換えに本新株予約権を取得することができる旨の取得条項等が付されております。本プランの有効期間は、原則として、第104期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。

(4) 本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、[1]経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足していること、[2]本プランは、株主総会において株主の皆様承認を得て更新されたものであり、また、一定の場合に、本プランの発動に際して株主の皆様意思を確認することができるほか、株主総会決議により廃止できるものとされていること等、株主意思を重視するものであること、[3]独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会により本プランの発動に際しての実質的な判断がなされ、また、その判断の概要は株主の皆様に対して情報開示がなされること、[4]合理的な客観的な要件が充足されなければ本プランは発動されないように設定され、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されていること、[5]独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者の助言を受けることができるものとされていること、及び[6]デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではなく、また、取締役の解任要件を加重していないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(5) 本プランの公開

その他本プランの詳細につきましては、当社ホームページの下記URLに掲載しております、平成23年2月8日付当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照下さい。

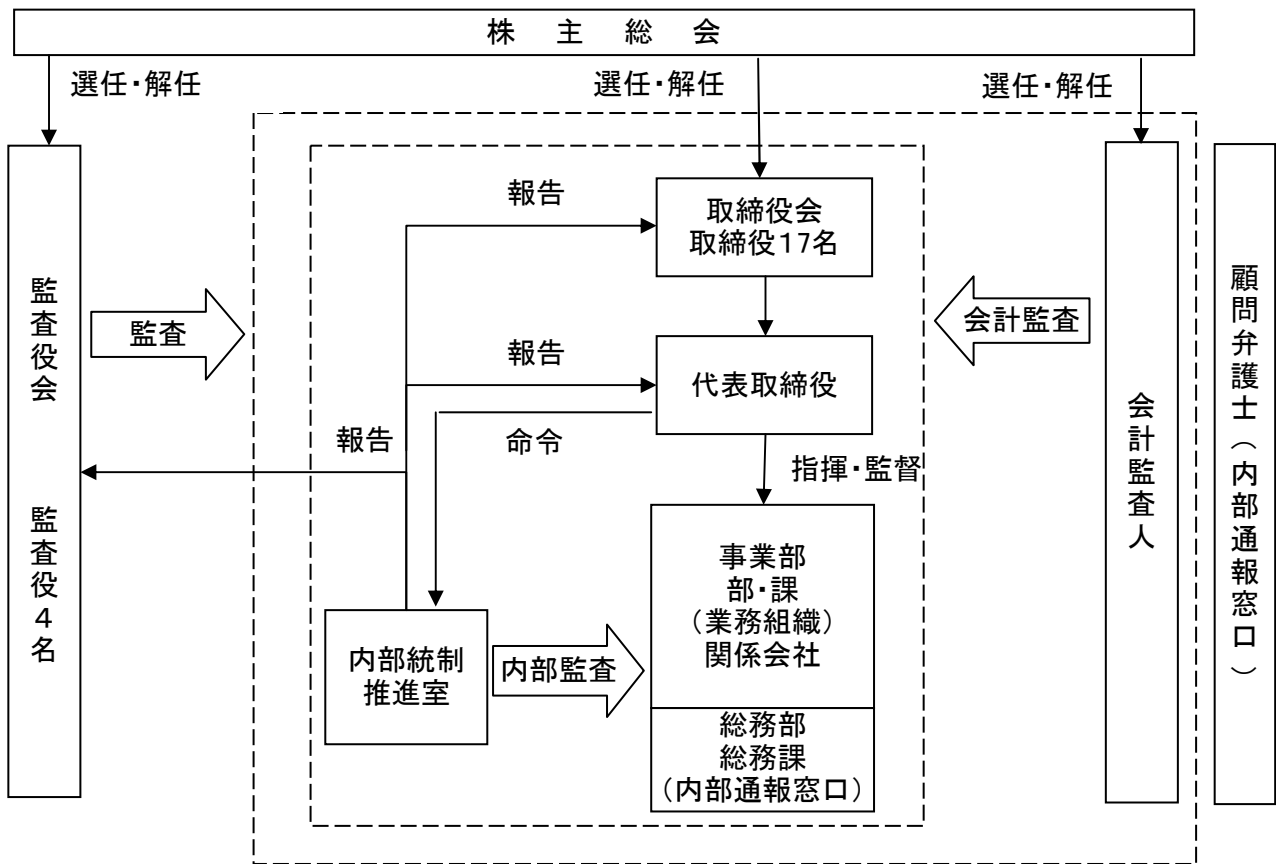
http://www.shimano.com/publish/content/global_corp/ja/jp/index/newslisting/20110208.html

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、今後、当社及び子会社から成るチームシマノ全体の内部統制を実効あるものとするための施策を実施し、法令遵守、リスク管理などにつき実情を把握し、必要な対応策を迅速に行うことができる体制をつくることにより、一層のコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

【 参考資料: 模式図 】

当社のコーポレート・ガバナンスを図式化すると以下のとおりとなります。



適時開示体制概要書

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は下記のとおりです。

当社は各部門において決定または発生した重要事実を情報取扱責任者が一元的に把握、管理し、適時適正に開示するための社内体制を下記のように整備しております。

1. 報告された重要事項については、情報取扱責任者と情報開示委員会（経理部長、広報部長、総務部長にて組織）で開示内容について検討し、機関決定を必要とする事項については、重要事項の決定機関である取締役会及び株主総会に上程されます。
2. 取締役会で承認または決議された重要事項のうち適時開示規則で開示を求められている事項、当社が適時開示すべきと判断した事項、及び株主総会において決議された重要事項は、情報取扱責任者の指示により速やかに情報開示実施担当（経理部）によって開示されます。
3. 発生事項につきましても適時開示規則に従い、開示が必要な事項は情報取扱責任者の指示により速やかに経理部によって開示されます。
4. なお、当社はこの過程で常に情報取扱責任者を経由し管理することで、重要事項の開示前の社外への情報漏洩を防ぐ体制を整えております。

